

横浜市ダンススポーツ連盟

交通費規程

第1条（目的）

この規程は、横浜市ダンススポーツ連盟から役員及び会員の交通費について定めることを目的とする。

第2条（対象） この規程で規定する対象者は次の通りとする。

1. 横浜市ダンススポーツ連盟の理事会・総会出席者
2. 横浜市ダンススポーツ連盟の専門部会・委員会等出席者
3. 神奈川県ダンススポーツ連盟の理事会出席者
4. 神奈川県ダンススポーツ連盟の専門部役員、大会実行委員会出席者
3. その他理事会決定による会員

第3条（支給額）

対象者には以下の金額を支給する。但し、派遣先から支給を受けた場合は、その不足分を支給する。

理事の会議出席による交通費（理事会・総会・専門部会・運営委員会他）1回につき交通費として1,000円、日当は支払わない。

第4条（規定外の処理） この規程に定めのない事項に関しては理事会で決定する。第。

付則

平成19年5月29日制定

令和4年1月17日改正 規約改定に伴い、常務理事を理事に変更、総会出席者に交通費支給

[解説]

1. この規程は、主として、横浜市ダンススポーツ連盟の理事が市連、県連の会議及び専門部会等に出席の交通費について、現在、市連、県連より交通費が支給されているので、実際に則したものとした。「日当」について支給しない。